

事例33（建設業(アスファルト工場)）

【対象事業場の概要】

| | | | |
|----------------------------|-------------|------|----------|
| 業種：建設業(アスファルト工場) | 基準値：敷地境界 | 臭気濃度 | 15 |
| 規模：従業員 11名 | | 排出口 | 臭気濃度 500 |
| 主な設備：骨材乾燥炉 | 排出口口径：970mm | | |
| 面積：敷地 4,232 m ² | 高さ：24.2m | | |
| 用途地域：準工業地域 | | | |
| 悪臭対策：煙突、脱臭炉 | | | |

《苦情内容》

以前からタイヤをもやしたような臭いがマンションに漂ってくる。場所などを特定し、市から指導できないか。

《改善内容及び改善後の状況》

平成13年2月 苦情受付

〃 現地確認

・ マンション周辺会社調査、建材会社のアスファルト合材を作る会社が原因と推定。しかし、断定までには至らず。

・ 状況を観察することとした。

8月 別の住民から同様の苦情

・ 風が吹くとビニールを燃やしたような臭いがする。

〃 発生源の特定

・ 苦情者に発生源の工場を特定するために、お盆で周辺の会社が休み（会社ごとに休みがずれていた）になっているときに臭いの状況を記録するように依頼。

〃 発生源特定

・ 発生源は、原因と推定されたアスファルト合材会社の焼成炉と断定。

9月 アスファルト合材会社に改善を指示

10月 アスファルト会社から連絡

・ 臭気を防止するための試験を実施する旨の連絡あり。

・ ゲート付近と煙突の高さでの対策を検討している旨の連絡あり。

11月 アスファルト会社から連絡

・ アスファルト焼成炉（骨材炉）のバクフィルター交換と煙突の清掃を行う旨の連絡あり。

《原因》

アスファルト焼却炉（骨材炉）からの悪臭

《指導内容》

悪臭を防止するための改善を検討すること、また、その結果を報告すること。

《改善内容》

アスファルト焼却炉（骨材炉）の煙突の高さを24.2mまで上げた。

定期的な煙突の掃除とバクフィルターの交換を実施することとした。

事例34 (クリ-ニング業)

【対象事業場の概要】

| | | | |
|------|---------------------|-----------|------------------|
| 業種 | クリ-ニング業 | 用途地域 | 準工業地域(第二種特別区域) |
| 規模 | 家族 3名 | 基準値(臭気濃度) | 敷地境界 臭気濃度 15 |
| 主な設備 | 水洗機 1台 | | 排出口 臭気濃度 500 |
| | ドライ機 1台 | | 排出口口径: 約0.2m |
| | 乾燥機 2台 | | 高さ: 約10m |
| | プレス機 1台 | | 最大建物高: 3階建て 約10m |
| | 立体プレス機 1台 | | |
| 面積 | 敷地 約1000㎡、作業場 約500㎡ | | |
| 悪臭対策 | 大気拡散 | | |

《苦情内容》

隣接する住民より、「石油のような臭いがして、眼や頭が痛くなる」との苦情が寄せられた。その後、他の住民からも同様の苦情があった。

《処理及び指導状況等》

平成8年 6月 苦情受付

〃 担当が苦情の内容を告げる。使用溶剤をターペンからターペンゾールに変更。

8月 悪臭パネルテスト実施。敷地境界でサンプリング。

結果は基準値以下であった。

〃 臭気発生を抑制するため、洗浄液の冷却用のユニットクーラーを設置する改善工事实施(費用として百数十万円かかる)

10月 依然として苦情が続くので、申立者、事業主、区の三者会議を実施。三者立会いでサンプリングをし、パネルテストを実施することを確認。

〃 悪臭パネルテスト実施

| 場所 | 基準値(臭気濃度) | 測定(臭気濃度) |
|-------|-----------|----------|
| ダクト出口 | 500 | 231 |
| 敷地境界 | 15 | 基準値以下 |

平成9年 2月 申立者の苦情が続く。再三現場へ行くも、申立者の訴える臭気は確認できない。

〃 申立者の強い要請で、申立者自身が敷地境界でサンプリング。

職員による悪臭パネルテストを実施。臭気濃度24で、基準値を超えていた。事前に、申立者によるサンプリングの結果はあくまでも参考である旨を伝えていたが、結果の数値を根拠に、営業停止、再度の改善工事を訴える。

〃 他の住民から、悪臭による健康被害の訴えがある。

8月 業者に依頼し、悪臭パネルテスト実施。敷地境界のサンプリングは申立者本人。

結果は、敷地境界の基準臭気濃度15のところ350の数値であった。業者からの報告書に、「臭気濃度350は、敷地境界のデータとしては極めて高い」というコメントが記載されていた。

事業主から「自分の店からの空気であるか疑問。成分分析をしる」との訴えがあった。

9月 区より事業主に対し改善指導。

平成10年 4月 申立者と事業主との間に誓約書が取り交わされる。

内容「事業主は、機種の変更をする。その後は苦情を申し立てないこと」

8月 乾燥機の機種変更。溶剤の回収性が高く、臭気の排出が少ない。

その後も苦情が続き、区としても何度も現地へ行くが、悪臭は確認できない。申立者とのやり取りとして、現場へ行くと「今日は臭いはない」、「さっきまで強い臭いがあったが今は薄まった」「役所が来ると機械を操作して臭いを出さないよう

にしている」等の話があり、帰庁すると「あの後臭いが強くなった」又は後日「昨日は臭いが強かった」等の電話が入る。

平成12年 9月 申立者の要請でサンプリング。臭気瓶を2本用意し、一度取った後で「さっきのは薄かった。今度のは強いのでこれを取れ」と言われたので、予備の臭気瓶でサンプリングする。

結果は基準値以下であった。結果を伝えると、「強い臭いを取って欲しい」と訴えるのみ。

10月 申立者に対し「申立者の訴える臭いは確認できない。行政の対応はこれが限界であり、今後調査は打ちきりたい。」と、伝える。

平成13年 1月 申立者来庁して、再度の調査を要請。区としては、方針変更はしない旨話す。納得できない場合は、公害審査会等の利用も可能であることを説明。

5月 東京都へ苦情の申立。都が調査実施。新しく開発された溶剤をアドバイス。

〃 溶剤を、ターペンゾールからノルマルパラフィン(N-10・n-デカン)に変更。

6月 申立者 最近臭いは無い。

事業主 作業をしていても臭いが少ない。乾燥時間も早い。費用はかさむが、当分この溶剤を使っていきたい。

8月 その後申立者からの苦情も無く、本件を処理扱いとした。

《原因》

ドライクリーニングの溶剤臭を、脱臭せずに大気放出していたため。

《指導内容》

臭気濃度の、基準値以下への低減

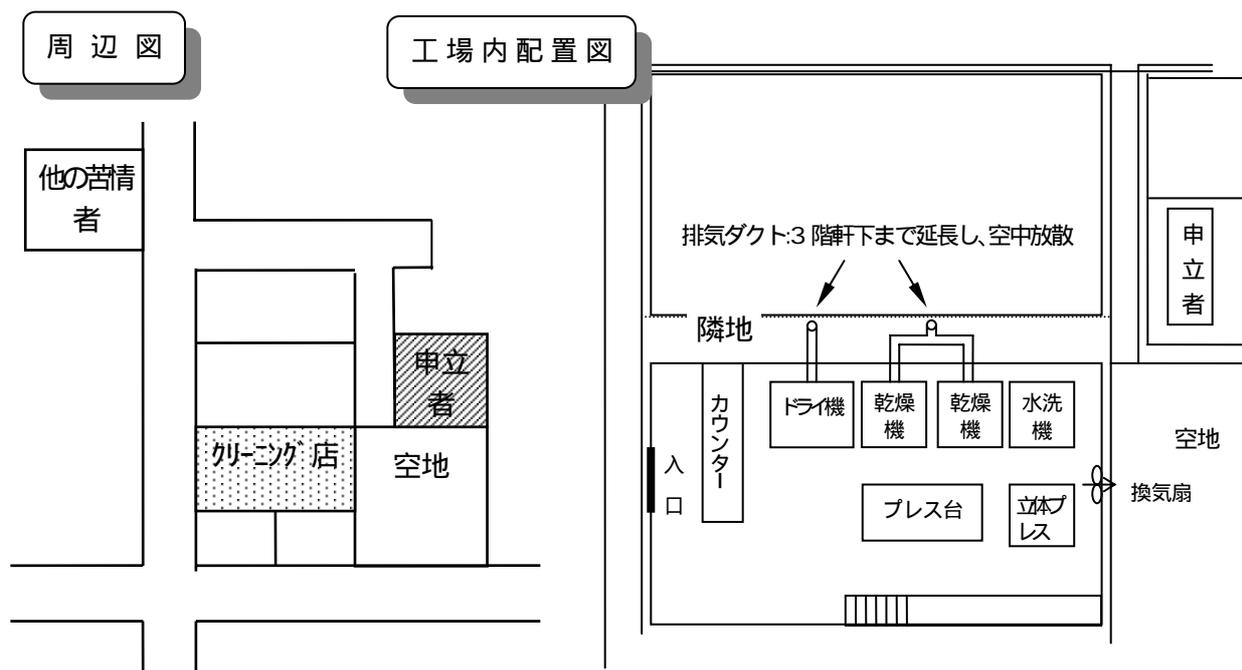
《改善内容》

- ・悪臭の発生を抑えるための冷却装置(ユニットクーラー)の設置。
- ・悪臭の原因となる溶剤の変更

《改善後の状況》

最終的には、溶剤の変更により問題解決。

悪臭の確認が困難のため、解決までに長くかかった。



事例35（その他製造業）

【対象事業場の概要】

| | | | |
|--|------------|------|---------|
| 業種：飲料、たばこ、飼料製造業 | 基準値：敷地境界 | 臭気指数 | 12 |
| 規模：従業員 1名 | | 排出口 | 臭気指数 33 |
| 主な設備：コンポスト | 排出口口径：0.3m | | |
| 面積：敷地 約692㎡ | | | |
| 用途地域：準工業地域 | | | |
| 悪臭対策：蓄熱式触媒燃焼脱臭機、スクラバー式脱臭機、中和消臭機、森林浴消臭機 | | | |

《苦情内容》

事業者が出入り口のシャッターを開けていると、悪臭がする。

《処理及び指導状況等》

平成14年5月 苦情受付

〃 現地調査

- ・ シャッターを開放して作業を行っていたので、車両の入出時以外はシャッターを閉めるように指導。
- ・ 悪臭の発生時は排気ファンが故障し、脱臭装置の性能が低下したことが判明。早期の修理を指示する。

6月 現地調査

- ・ 故障していた排気ファンの修理完了を確認
- ・ シャッターは閉じたままであった。
- ・ 臭気は気になるほどではないが、独特の臭いのため特定しやすい。
- ・ 脱臭装置のさらなる改良を指示。

7月 臭気測定実施

〃 結果通知

- ・ 敷地境界で基準値を超えているため、脱臭装置の保守点検、消臭剤の交換を指示。
- ・ 保守点検時期、消臭剤の交換時期の検討を指示。

9月 臭気測定実施

〃 結果通知

- ・ 排出口の測定値が高いため、設備の点検を指示

11月 臭気測定実施

〃 結果通知

- ・ 基準値以内であるが、独特の臭気であるため設備の保守点検、脱臭装置の研究を要望。

《原因》

排気ファンが故障しており、脱臭装置の性能が十分発揮できていなかったため。

《指導内容》

シャッターの開閉は速やかに行い、開放しないこと。

排気ファンの修理を早急に行うこと。

設備の保守点検に細心の注意を払うこと。

脱臭方法についての研究を要望する。

《改善内容》

指導内容の遵守及び排気ファンの修理

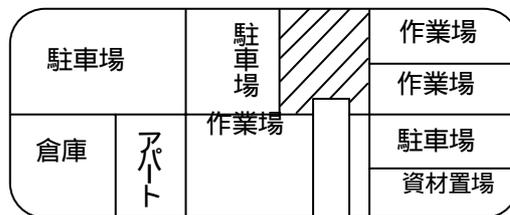
《改善後の状況》

臭いは基準値以下になっても、臭いの質が快いものではないため、気になる場合がある。

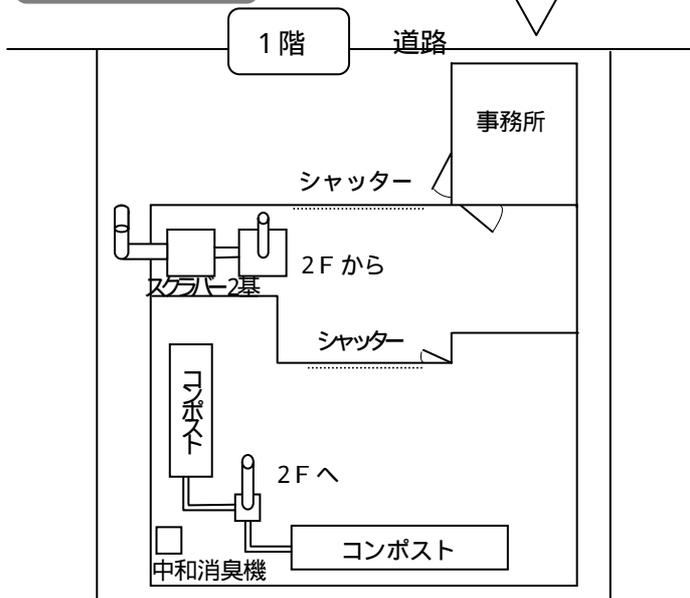
《測定値》

| 平成14年7月 | 測定結果(臭気指数) | 基準値(臭気指数) | 適否 |
|----------|------------|-----------|----|
| 敷地境界 | 1.6 | 1.2 | 否 |
| 排出口 | 2.7 | 3.3 | 適 |
| 平成14年9月 | | | |
| 敷地境界 | 基準値以下 | 1.2 | 適 |
| 排出口 | 3.1 | 3.3 | 適 |
| 平成14年11月 | | | |
| 敷地境界 | 基準値以下 | 1.2 | 適 |
| 排出口 | 2.4 | 3.3 | 適 |

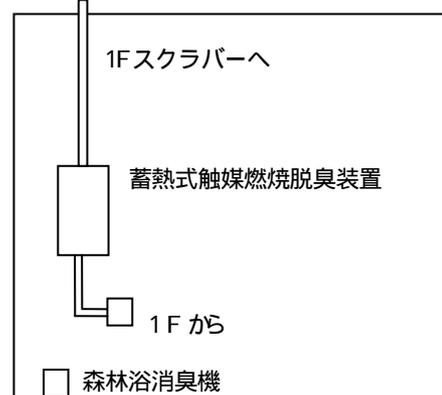
周辺図



工場内配置図



2階



事例36 (スーパーマーケット)

【対象事業場の概要】

業 種：スーパーマーケット

《苦情内容》

スーパーマーケットからの揚げ物の臭いで迷惑している。

《処理及び指導状況等》

平成10年12月 苦情受付

〃 事業場立入調査
事業者

- ・ 12月の初めに開店した。
- ・ 2～3日前に会社にも苦情が来た。
- ・ 臭気対策には工事が伴うので、本社と相談している。

行政

- ・ 惣菜場所からの排気が公道上に出ているため、スーパーの駐車場側に移設することを検討する旨指示。

〃 事業場から行政に連絡

本社からダクト変更の工事の了解がでた。

- ・ 工事は年明けになる。

〃 苦情者に連絡

- ・ 対応について了解を得た。

11年 1月 事業者から工事の進捗状況について確認

- ・ ダクト変更工事は30～40万円必要である。
- ・ 営業しながらの工事になるため、工事業者と現場確認をし、日程調整してから改修工事に入る。

〃 事業者から工事を実施する旨連絡あり

2月 現場立入調査

- ・ 排気ダクトの変更を確認。

〃 苦情者へ連絡

- ・ 排気ダクトの改修工事が終了した旨伝える。
- ・ 苦情者からお礼の言葉があり、本件を終了する。

《原因》

スーパーマーケットの内の惣菜を作る厨房からの悪臭で、排気口が苦情者宅に近い位置にあったため。

周辺図

《指導内容》

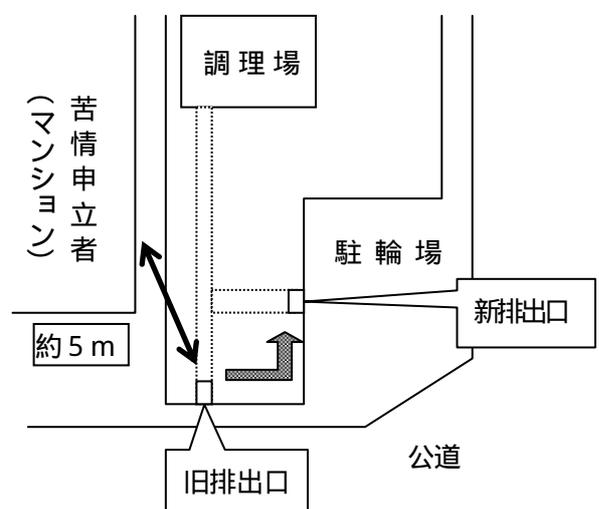
排出口の位置を変更すること

《改善内容》

排気ダクトの出口の位置をスーパー内の駐車場側に変更した。

《改善後の状況》

その後、苦情は出ていない。



事例37（焼却炉）

【対象事業場の概要】

| | | |
|--------------------|----------|-------|
| 業種：板金製造業、木材・木製品製造業 | 基準値：敷地境界 | 12 |
| 主な設備：塗装関係装置一式 | 排出口 | 33 |
| 用途地域：第一種区域 | 排出口口径： | 0.39m |
| | 高さ： | 7.3m |

《苦情内容》

舞台背景等を製造している業者で、黒いごみ袋などを山積みにして焼却炉で焼却している。近くに住んでいるので、焼却の煙がきて悪臭がひどい。化学薬品的な臭いがする。

《処理及び指導状況等》

平成10年8月 苦情受付

〃 現場調査

- ・ 焼却炉を確認した。
- ・ 焼却は行っていなかったが、炉の周辺に、看板の破片、端材等を確認。
- ・ 苦情の黒いごみ袋は山積みになっていたが、かなり古いものであった。

〃 苦情者へ報告

- ・ 黒いごみ袋の中味は焼却灰で、近日中に業者に委託して処分する予定。
- ・ 看板の破片等のうち化学物質（プラスチック、ペンキ等）は焼却前に除去している。

〃 事業者立入

- ・ 分別の徹底を指示
- ・ 燃焼条件を改善し、黒い煙が出ないように指導。

《原因》

焼却炉の不完全燃焼による悪臭。

《指導内容》

積まれている黒いごみ袋は、産業廃棄物として業者へ搬出すること。

看板の破片等で化学物質（プラスチック、ペンキ等）が付着しているものは焼却しないこと。

《改善内容》

指導のとおり、ごみ袋は産業廃棄物事業者へ出すようにした。

《改善後の状況》

特に問題は起こっていない。

事例 38 (料理飲食店)

- 《苦情内容》隣接する飲食店をテナントにしているビルからの排気臭を、自分のビルの空調機が吸込んでしまい、営業している画廊内にまで漂ってくる。
- 《原因》隣接するビル(各階のテナントが全て飲食店)からの調理臭。
- 《指導期間》約6ヶ月
- 《改善内容》飲食店ビルの管理会社にダクトの改良と防臭フィルター設置を指導。ビルのダクトの排気方向を南側から東側に変更。

事例 39 (料理飲食店)

- 《苦情内容》カレー屋の調理臭。
- 《原因》カレーのルーを作成するために、にんにく、玉葱、香辛料等を炒める時に発生する悪臭。
- 《指導期間》約5週間
- 《改善内容》調理方法を工夫するよう指導した。具体的には水を多めに使い臭いを薄める。調理時間を早い時間帯にするよう指導した。

事例 40 (料理飲食店)

- 《苦情内容》ビル3階に住んでいるが、隣の焼鳥屋のダクトが近くにあるため悪臭がする。
- 《原因》隣の焼鳥屋から発生する臭い。
- 《指導期間》約2ヶ月
- 《改善内容》ダクトの排出口の向きを反対の方向に変えた結果、悪臭はしなくなった。

事例 41 (料理飲食店)

- 《苦情内容》隣の店のダクトが下に向いている。臭いが店の中へ入ってきて客が帰ってしまう。
- 《原因》飲食店の調理の臭い。ダクトが下に向いていて地上2mぐらいのところに排出口があり、ビルの間の狭い所に臭いがこもってしまい、臭いが拡散されない。
- 《指導期間》8ヶ月
- 《改善内容》ダクトの排出口を屋上まで伸ばした。臭いはなくなったとのこと。

事例 42 (料理飲食店)

- 《苦情内容》24時間、ダクトからの臭いがくさい。
- 《原因》料理店1階のダクトから発生する悪臭。
- 《指導期間》約1年3ヶ月
- 《改善内容》ダクトを上にもっていかうとしても、4階建てのビルの2階から4階の住居者から反対を受けるため出来ない。油除去のフィルターを入れ、排出口には活性炭を含んだものを取りつけ脱臭させた。また、油料理を使わないコークを他店からシフトさせた。

事例 43 (料理飲食店)

- 《苦情内容》5階建ての2階にあるメキシコ料理のレストランの調理臭(チリソースのニンニク等の香辛料が主体)が近隣に流れ、クリニックの外来患者等に大きな不快感を与えている。
- 《原因》2階調理場からのダクトが地上から2m位の高さにあるため。
- 《周辺状況》5~10階建てのビルが密集し、風による臭気の拡散のしにくい場所である。
- 《指導期間》約5ヶ月
- 《改善内容》グリスフィルター脱臭装置(水溶型、活性炭型等)の設置を指導したが、調理場の狭さと費用がかかるため聞き入れられず、ダクトの途中で脱臭剤(フィットレナッド系の吸着マスキング等)を入れるボックスを取り付け、ダクトを地上5.0mくらいまで延長した。

事例 44 (料理飲食店)

- 《苦情内容》最近オープンした隣のラーメン店からクサヤのような臭いが一日中している。
- 《指導期間》約3ヶ月
- 《改善内容》悪臭の原因である素材を使用しないこと、排気ダクトに脱臭装置の取り付け、店舗内にマイナスイオン装置を設置したことにより、臭いは出なくなった。

事例 45 (料理飲食店)

- 《苦情内容》排気ダクトから出る調理臭が、マンションの部屋の中に入ってくる。
- 《原因》焼鳥屋(鳥肉小売店)の調理臭。
- 《指導期間》約4ヶ月
- 《改善内容》ダクトの排出口の向き改善、脱臭装置の取り付け。

事例 46（料理飲食店）

《苦情内容》昼、夜の客足が混む時間帯に、焼肉の臭いが付近に漂い困っている。
《原因》ファミリーレストラン（焼肉チェーン店）の排気ダクトからの調理臭。
《改善内容》チェーン展開しているが他店でも同様の苦情を受けているため、順次排気ダクトに脱臭装置を取り付ける工事を行っている。苦情店にも取り付けの予定となっている。

事例 47（食品加工製造業）

《苦情内容》魚類加工製品の臭いがして迷惑している。
《原因》魚類加工製品の排気臭。
《指導期間》約 1 年
《改善内容》脱臭装置を設置した。その後、臭いはなくなった。

事例 48（食品加工製造業）

《苦情内容》ネギの卸問屋で、ネギを手作業にてきざんでいてその際の臭いで困っている。
《原因》ネギ問屋の 1 階のピロティ兼駐車場で行っているネギのきざみ作業からの臭い。
《指導期間》約 8 ヶ月
《改善内容》申立者との境界を、全面的に壁を作って直接臭いがいかないようにした。

事例 49（食品加工製造業）

《苦情内容》隣の豆腐店の換気扇からの排気が直接自宅に向いていて、臭くて困っている。
《原因》中国式の豆腐の製造過程で、大気にて乾燥させる際に出る臭い。
《指導期間》約 3 ヶ月
《改善内容》既設換気扇を改造し、2 階建ての建物の屋根上までダクトを延長した。

事例 50（食品加工製造業）

《苦情内容》年中無休で朝早くからコンビニ用の弁当を作っていて、揚げ物の油の臭いが立ちこめる。直接申し入れて脱臭フィルターをつけたが変わらない。
《原因》惣菜の臭い。
《指導期間》約 5 ヶ月
《改善内容》ダクトを申立者宅から離れた場所に引っ張り、高さも 2 m ほど上に上げる。活性炭入りフィルター等も追加する。
臭気測定：排出口 臭気濃度 310～420

事例 51（食品加工製造業）

《苦情内容》仕出し弁当屋から調理に伴う油臭などの悪臭がする。ダクトが無く窓を開けて作業するので、窓から悪臭が出てくる。
《原因》仕出し弁当作りにおける揚げ物、焼き物の作業による悪臭。
《周辺状況》東側出入り口は広い道路に面しているが、他は住宅が隣接して建っている。
《指導期間》約 7 ヶ月
《改善内容》3 つの換気扇にダクトを順次取り付け、屋上から排気するように改善工事を行った。これにより、悪臭被害は軽減され苦情申立者も了承した。

事例 52（食品加工業）

《苦情内容》正面に惣菜屋ができた。2 階で揚げ物などの調理をしているようだが、排気ダクトが正面に向いており、油臭がひどく、臭いがこもる。
《原因》惣菜屋の排気ダクトからの揚げ物などによる油臭。
《指導期間》約 1 ヶ月
《改善内容》ダクトの排気口の向きを変え、かつ高くした。

事例 53（建築関係（その他））

《苦情内容》1 階店舗でアスファルト防水工事を行ったところ、2 階の部屋まで刺激臭があり、2 階にいた人で咳や嘔吐する人が出た。
《原因》内装工事中の悪臭（アスファルト防水）
《指導期間》30 日
《周辺状況》交差点の角地で、商店街、中高層ビル街の中にある。周辺は 4～10 階建てで、事務所ビルが多い。当該ビルは 8 階建て。
《改善内容》アスファルト防水した場所は全部剥離、その後シート防水に変更。

事例 54 (金属加工業)

《苦情内容》隣の工場から夜中にゴムの焼けたような臭いが発生し、窓を閉めても臭いが入ってくる。
《原因》指輪等の貴金属加工で使用したろうを電気炉で溶脱する工程で、炉内のニクロム線がショートして空気清浄機が停止したため、生ガスが漏れだしたため。
《指導期間》約 8 ヶ月
《改善内容》臭気対策機能付脱ろう機の設置、ダクトの設置、プレーカー増設が行われ、臭気が減少し、苦情の再申立もなくなった。

事例 55 (自動車整備業)

《苦情内容》悪臭がひどく、健康上からも有害性を感じる。
《原因》自動車整備工場における吹付塗装で換気口があるものの窓を開けて行うため隣家等に悪臭を及ぼす。
《指導期間》約 3 ヶ月
《改善内容》窓を開けないこと、また、塗装部分の委託を考慮するとのことで一応終了する。
《測定結果》臭気測定結果 測定結果(臭気濃度) 基準値(臭気濃度) 適否
換気口 検出限界以下 300 適
換気口 97 300 適

事例 56 (卸売業)

《苦情内容》近隣の会社から揮発性の強い臭いがするため、何が原因か突きとめてほしい。臭わないように対処してほしい。健康上も心配である。
《原因》ハーブの香りとローソクの袋詰め作業をしているところで、雨のため乾燥が間に合わず、外(敷地内)に干しているため、その臭いが強くなった。
《指導期間》約 1 年
《改善内容》屋上に干すためにエレベーターを設置。さらに乾燥機を購入し、屋内で使用する。また、エレベーターから臭いがもれるため、温度を下げるためのファンの温度設定を上げた。作業場を厚手のビニールで覆った。

事例 57 (洗濯業)

《苦情内容》隣接クリーニング店の機械騒音に悩まされている。さらに溶剤の排ガス臭気が店外に流出しており、健康への影響が懸念される。
《原因》クリーニング店で使用する溶剤の悪臭。
《指導期間》約 1 年 8 ヶ月
《改善内容》設備機器の整備、ドライ機の運転を正しく行う、ガス回収機からの排出ガスの濃度を毎週測定して記録する、ガス回収機からの濃度が 50 ppm になったら脱着を行う。(検知管による測定で 60 ppm の値になった。)

事例 58 (器具製造・修理工場)

《苦情内容》工場の塗装作業から発生する悪臭により窓も開けられない。日常生活に多大な支障があり、家族が呼吸器系の病気にもなった。数回改善を申し入れたが拒否された。早急に調査・測定のうえ指導してほしい。
《原因》計測器の製造及び修理を行っており、その塗装作業による悪臭。
《指導期間》約 2 ヶ月
《改善内容》ダクトの改造・変更。

事例 59 (出版印刷関係)

《苦情内容》排気口の位置を変えるなど改善するように指導してほしい。
《原因》隣の印刷会社の排気口から排出されるシンナーのような臭いが窓を開けていると家の中に入ってきて、目がチカチカして困っている。(溶剤としてキシレンを使用している。)
《指導期間》約 3 ヶ月
《改善内容》1 階作業場のダクトがかなり低いので(1 階より直接排気)ダクトの位置を高くするよう指導したところ、4 階屋上へ延長し排気口も内側へ入れる工事を実施した。

事例 60 (印刷出版業)

《苦情内容》1 年前頃から、頭や目が痛くなるような刺激臭に悩まされている。
《原因》排気ガス脱臭処理装置のメンテナンスを 1 年余り怠ったことにより印刷乾燥機からの未処理ガスが排出されたものであった。
《改善内容》触媒交換が行われたことにより、その後、臭いはなくなり苦情もなくなった。